

## 川越市市制施行100周年PRパートナー制度要綱

### (目的)

第1条 2022年に迎える川越市市制施行100周年について広く周知するため、情報発信の協力を意欲的な企業や団体等を、川越市市制施行100周年PRパートナー（以下「PRパートナー」という。）として登録し、市内外への情報発信の連携を図るものとする。

### (協力内容)

第2条 PRパートナーは、川越市の100周年を冠した商品（グッズ・メニュー等をいう。）及びサービスの開発及び販売・提供等を通じて、川越市市制施行100周年のPR及び川越市の魅力を発信できるよう協力するものとする。

### (費用負担)

第3条 前条の活動にかかる一切の経費については、PRパートナーの負担とする。

### (登録手続等)

第4条 本制度の目的に賛同し、登録しようとする企業、団体等は、川越市市制施行100周年PRパートナー登録(変更)申請書（様式第1号）により川越市市制施行100周年会議会長（以下「会長」という。）に対してPRパートナーの登録申請を行うものとする。なお、PRパートナーが、PRに際し営利を目的に川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用規程に規定する川越市100周年ロゴを使用する場合は、あらかじめ同規程第3条に規定する使用承認を得ていなければならない。

2 会長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、PRパートナーとして登録し、その旨を川越市市制施行100周年PRパートナー登録(変更)通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 PRパートナーに登録しようとする企業、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、登録をしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 政治的又は宗教的な目的のため登録しようとするもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団と関係のあるもの
- (4) その他、登録の申込みを受理することが適当でないと会長が認めるもの（PRパートナーの紹介）

第5条 会長は、登録したPRパートナーについて、開発した商品及びサービス等の情報とともに、川越市市制施行100周年会議特設WEBサイト等を通じて、市内外に紹介するものとする。

(登録の期間)

第6条 PRパートナーの登録期間は、第4条第2項により登録された日から令和4年12月31日までとする。

(登録の変更)

第7条 PRパートナーの登録内容の変更をする企業や団体等は、川越市市制施行100周年PRパートナー登録(変更)申請書により会長に対してPRパートナーの登録変更の申請を行うものとする。

2 会長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更することが適当であると認めるときは、PRパートナーの登録変更を行い、その旨を川越市市制施行100周年PRパートナー登録(変更)通知書により通知するものとする。

(登録の取消し)

第8条 会長は、PRパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、川越市市制施行100周年PRパートナー取消通知書(様式第3号)により登録を取り消すものとする。

(1) 廃業又は休止したとき

(2) 企業、団体等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できないとき

(3) 第4条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(4) PRパートナーが、川越市市制施行100周年PRパートナー辞退届(様式第4号)を会長に提出し登録の取消を申し出たとき

(5) その他PRパートナーとして登録しておくことが適当でないと会長が認めたとき

2 前項の規定により登録を取り消された者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(秘密の保持)

第9条 PRパートナーは、協力を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。辞退届を提出した後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。